

## 第13章 失業等給付について

失業等給付には、離職した被保険者の生活の安定と再就職を促進するための求職者給付及び就職促進給付、被保険者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合の教育訓練給付、被保険者である高齢者や家族の介護をする方の職業生活の円滑な継続を援助・促進するための雇用継続給付があります。

### 1 求職者給付

#### (1) 65歳未満で離職された方（一般求職者給付金）

《受給資格》 離職日前2年間に11日以上賃金支払基礎日数のある完全な月が12か月以上あること。（令和2年8月1日以降に離職された方は、離職日以前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある完全な月が12か月以上あること。）

倒産・解雇等により離職された方（特定受給資格者）は、離職日以前1年間に11日以上賃金支払基礎日数のある完全な月が6か月以上ある場合でも受給資格を満たします。（令和2年8月1日以降に離職された方は、離職日以前1年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある完全な月が6か月以上ある場合でも受給資格を満たします。）

特定受給資格者に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）、その他やむを得ない理由により離職された方（特定理由離職者）については、特定受給資格者と同様の要件になります。

《受給手続き》 離職者本人が原則本人の住所・居所を管轄するハローワークで求職の申込み及び離職票を提出することによって受給資格の決定を受けた後、原則4週間に1回ハローワークで失業の認定を受けることにより、その日より前の期間に係る失業していた日数分の基本手当が支給されます。

[手続きに必要なもの]：離職票の1及び2、最近の写真2枚(縦3cm、横2.4cm程度の正面上半身のもの。離職票の提出時、受給資格者証の交付時及び失業の認定時等、手続きの際に毎回マイナンバーカードを提示することにより、本人確認ができる場合に限り省略可。)、本人名義の通帳、個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し(住民票記載事項証明書))、本人・住居所確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等※)

※本人確認及び住居所の確認ができる公的機関が発行した写真付きのもの(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等)。これらをお持ちでない場合は、次の①～⑤のうち異なる2種類を提示してください。

①住民票の写し(住民票記載事項証明書)又は印鑑証明書、②国民健康保険被保険者証、③年金手帳、④児童扶養手当証書、⑤健康保険被保険者証

《受給期間》 原則として離職日の翌日から1年間。

待期（7日間）＋ 給付制限期間（2か月※）＋ 所定給付日数の合計が受給期間内（1年間）に入り切らなければ、所定給付日数の一部が切り捨てられたり、全く受けられないことがあります。このため、離職後の速やかな受給手続き（あるいは、次項に該当する場合は受給期間延長手続き）にご留意ください。

ただし、所定給付日数が360日の方は、1年＋60日

〃 が330日の方は、1年＋30日

が受給期間となります。

※過去5年間に2回以上自己都合で離職し求職申込みをした場合や、重責解雇で退職された方は、給付制限期間が3か月となります。

《受給期間延長等》

職業に就くことができない状態にある方等は、その状態が続く間、受給手続きができませんが、次のような場合には、受給期間が延長されますので、受給期間延長手続き（申請）が必要となります。

①病気・負傷、看護、妊娠・出産・育児等一定の理由により、引き続き30日以上職業に就くことができないとき

申請期間：働くことができない状態が30日続いた日の翌日から起算してできるだけ早急に

延長期間：最長3年間（所定給付日数等により最長3年間とならない場合があります。）

②60歳以上の定年及び定年後の再雇用等により引き続き雇用されて、その期限到来により離職された方が、しばらくハローワークで求職の申込みをしないことを希望されるとき

申請期間：離職日の翌日から起算して2か月以内

延長期間：最長1年間

（注）令和4年7月1日以降に事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に参入しないことができます。

《所定給付日数》 離職時の年齢、被保険者であった期間及び離職理由等によって次のように定められています。

ただし、育児休業給付の支給を受けた期間は基本手当の算定基礎期間（被保険者であった期間）の算定から除外されます。

①一般の離職者（②及び③以外の全ての離職者。定年退職や自己の意思により退職した方）

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

③倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方、または、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）等により離職された方

被保険者であった 期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	120日		180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	150日		180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	180日		240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	150日		180日	210日	240日

《基本手当日額》（以下の表は令和6年8月1日現在）

下の表は、めやすです。実際の基本手当日額は、受給資格者証に記載されます。

60歳未満のめやす			60歳以上65歳未満のめやす		
賃金日額(円)	給付率	基本手当日額(円)	賃金日額(円)	給付率	基本手当日額(円)
2,869	80%	2,295	2,869	80%	2,295
3,000		2,400	3,000		2,400
4,000		3,200	4,000		3,200
5,000		4,000	5,000		4,000
① 5,200	80%	4,160	② 5,200	80%	4,160
6,000		4,610	6,000		4,532
7,000		5,101	7,000		4,898
8,000		5,514	7,187		4,954
9,000	50%	5,848	③ 7,188	45%	4,955
10,000		6,102	8,000		4,996
11,000		6,278	9,000		5,046
12,000		6,374	10,000		5,096
12,790		6,395	11,000		5,146
13,000		6,500	11,490		5,170
14,000		7,000	12,000		5,400
※1 14,130		7,065	13,000		5,850
15,000	50%	7,500	14,000	45%	6,300
※2 15,690		7,845	15,000		6,750
16,000		8,000	16,000		7,200
17,000		8,500	※4 16,490		7,420
※3 17,270		8,635			

※1・・・30歳未満の上限  
 ※2・・・30歳以上45歳未満の上限  
 ※3・・・45歳以上60歳未満の上限

※4・・・60歳以上65歳未満の上限

上記表の ① ② ③ 網掛部分の基本手当日額の算出については次の計算式になります。

①  $y = 0.8W - 0.3 \{ (W - 5,200) / 7,590 \} W \Rightarrow$  60歳未満の方

②  $y = 0.8W - 0.35 \{ (W - 5,200) / 6,290 \} W \Rightarrow$  60歳以上65歳未満の方

③  $y = 0.05W + 4,596 \Rightarrow$  60歳以上65歳未満の方

y = 基本手当日額(1日分の給付額) W = 賃金日額(離職前6か月間の賃金を180で割った額)

※ 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

注1) 年齢については、離職時の満年齢。 注2) 上表の数値は、毎年8月1日に見直しが行われます。

## 1 特定受給資格者及び特定理由離職者とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（具体的には以下の「特定受給資格者の範囲」に該当する方）であり、一方、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（具体的には以下の「特定理由離職者の範囲」に該当する方）であり、これに該当した場合、

- ① 失業等給付（基本手当）の受給資格を得るには、通常、被保険者期間が12か月以上（離職以前2年間）必要ですが、被保険者期間が12か月以上（離職以前2年間）なくても6か月（離職以前1年間）以上あれば受給資格を得ることができます。
- ② 失業等給付（基本手当）の所定給付日数が手厚くなる場合があります（注）。

（注）受給資格に係る離職理由、年齢、被保険者であった期間（加入期間）に基づき基本手当の所定給付日数が決定されることとなります。特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する場合でも、被保険者であった期間（加入期間）が短い場合など、それ以外の通常の離職者と所定給付日数が変わらないことがあります。

## 特定受給資格者の範囲

### I 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- ② 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

### II 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- ③ 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が1か月以上あったこと、又は毎月きまって支払われるべき賃金の全額が所定の賃金支払日より遅れて支払われたという事実が1回以上あったこと等により離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- ⑤ 離職の直前6か月間のうちに3月連続して45時間、1月で100時間又は2～6月平均で月80時間を超える時間外労働及び休日労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたため離職した者
- ⑦ 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- ⑧ 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- ⑨ 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記⑧に該当する者を除く。）
- ⑩ 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- ⑪ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- ⑫ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- ⑬ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

## 特定理由離職者の範囲

- I 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)(上記「特定受給資格者の範囲」のⅡの⑧又は⑨に該当する場合を除く。)(※)

(※) 労働契約において、契約更新条項が「契約を更新する場合がある」とされている場合など、契約の更新について明示はあるが契約更新の確約まではない場合がこの基準に該当します。

## Ⅱ 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者 (※)

- ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- ② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- ③ 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者  
また、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した者(裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(雇用保険用)が確認できた場合に限る。)
- ④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- ⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
  - i) 結婚に伴う住所の変更
  - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
  - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
  - iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
  - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
  - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
  - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- ⑥ その他、上記「特定受給資格者の範囲」のⅡの⑪に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等

(※) 給付制限を行う場合の「正当な理由」に係る認定基準と同様に判断されます。

失業等給付(基本手当)の所定給付日数は、特定受給資格者及びⅠ以外の通常の離職者と同じです。

## (2) 65歳以上で離職された方（高年齢求職者給付金）

《受給資格》 離職日以前1年間に11日以上賃金支払基礎日数のある完全な月が6か月以上あること。（令和2年8月1日以降に離職された方は、離職日以前1年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある完全な月が6か月以上あること。）

《受給手続》 P185,1(1)と同じ（写真は1枚で可、ただし、失業の認定の際に、マイナンバーカード、運転免許証、官公署の交付する証明書等のいずれかを提示する場合は省略できます。）

《受給期限》 離職日の翌日から起算して1年間。

《給付の額》 高年齢求職者給付金としてP187の60歳未満の基本手当の日額に相当する額（上限額は30歳未満で離職された方の基本手当上限額と同じです。）に次表の日数分をかけた額が一括して支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

## (3) 短期雇用特例被保険者の場合（特例一時金）

《受給資格》 離職日以前1年間の各暦月において11日以上賃金支払基礎日数のある月が6か月以上あること。（令和2年8月1日以降に離職された方は、離職日以前1年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある完全な月が6か月以上あること。）

《受給手続》 P185,1(1)と同じ（写真は1枚で可、ただし、失業の認定の際に、マイナンバーカード、運転免許証、官公署の交付する証明書等のいずれかを提示する場合は省略できます。）

《受給期限》 離職日の翌日から起算して**6か月間**。

《給付の額》 特例一時金としてP187の基本手当の日額に相当する額の**40日分**が一括して支給されます。

## (4) 日雇労働被保険者の場合（日雇労働求職者給付金）

《受給資格》 失業した日の属する月の前2か月間に、日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙が26枚以上貼付されていること。

《受給手続》 失業した当日の所定時限までにハローワークに日雇労働被保険者手帳を提出し、求職の申込みを行います。

《給付の額》 前2か月間に日雇労働被保険者手帳に貼付された雇用保険印紙の級によって次のようになります。

第1級 7,500円  
第2級 6,200円  
第3級 4,100円

《給付日数》 前2か月間に日雇労働被保険者手帳に貼付された雇用保険印紙の枚数によって次のようになります。

印紙の貼付枚数	給付日数
26枚から31枚まで	13日
32枚から35枚まで	14日
36枚から39枚まで	15日
40枚から43枚まで	16日
44枚以上	17日

## 2 就職促進給付

### (1) 就業手当

受給手続の後、失業している日が7日を経過した後に、所定給付日数を3分の1以上かつ45日以上残し、一定の要件を満たして就労等（安定した職業に就いたものでないとき）された場合に、各就業日（または、雇用契約期間の各日）について、基本手当日額（上限有）の30%が支給されます。

※就業手当は令和7年3月31日をもって廃止となります。令和7年4月1日以降に支給要件を満たす方は支給を受けることができません。

### (2) 再就職手当

受給手続の後、失業している日が7日を経過した後に、所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業（1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められること。）に就いた場合に、一定の要件に基づき、**基本手当日額（ただし、上限あり）×所定給付日数の支給残日数×60%または70%**（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合「支給残日数の70%」、所定給付日数の3分の1以上3分の2未満の場合「支給残日数の60%」）が、一時金として支給されます。

### (3) 就業促進定着手当

再就職手当の受給者であって、同手当の支給に係る同一事業主に引き続いて6か月間以上継続して雇用され、6か月間の賃金額から計算した賃金日額（上限有：みなし賃金日額）が、受給に係る賃金日額（上限有：算定基礎賃金日額）を下回った場合に、一定の要件に基づき、**（算定基礎賃金日額－みなし賃金日額）×再就職後の6か月間の賃金支払基礎日数**（※上限有）が一時金として支給されます。

※上限：基本手当日額（再就職手当計算の際と同様の上限有）×基本手当の支給残日数×40%（再就職手当の給付率が70%の場合は30%）

※就業促進定着手当は、令和7年4月1日以降、上限が支給残日数の20%に引き下げられます。

### (4) 常用就職支度手当

基本手当の受給資格があり就職日において45歳以上の方（労働施策総合推進法等に基づく再就職援助計画等の対象者に限る）や、障害者等の就職が困難な方などが、受給手続の後、ハローワーク等の紹介で、一定の要件を満たして安定した職業に就いた場合に、一時金が支給されます。

※上記各手当の支給申請書や雇用保険受給中に再就職した場合の「採用証明書」について、事業主の方の証明欄があります。労働者の方から申請書の証明依頼を受けた場合は、速やかにご対応いただきますようよろしくお願いします。

## 3 一般教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした制度です。

雇用保険の被保険者※（在職者）又は、被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣指定の教育訓練（講座）を受講し修了した場合に、受講者本人が教育訓練施設に支払った経費の一部が支給されます。

※被保険者とは、一般被保険者及び高齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

《支給対象者》

【雇用保険の被保険者（在職者）】教育訓練の受講を開始した日（受講開始日）において被保険者として雇用された期間が通算して3年以上ある方

【雇用保険の被保険者であった方（離職者）】雇用保険の被保険者でなくなった後、受講開始日まで1年以内であり、かつ被保険者として雇用された期間が通算して3年以上ある方  
※初めて教育訓練給付金を受給する場合は、当分の間、被保険者として雇用された期間が1年以上あれば支給対象者となります。

※被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。ただし、過去に教育訓練給付金を受給した場合には、そのときの受講開始日より前の期間は通算されません。

※以上の要件とは別に、平成26年10月1日以降に教育訓練給付を受給した方は、次に教育訓練給付を受給開始する場合、前回の教育訓練給付の受給から、次の教育訓練給付受講開始までに3年以上経過していることが必要となります。

※被保険者資格を喪失した日から、1年以内に妊娠、出産、育児、病人の看護等の理由により、引き続き30日以上、対象教育訓練の受講を開始できない場合には、教育訓練給付適用対象期間延長申請書を提出していただくと、適用対象期間の延長が認められます。

※一般教育訓練給付対象者が受講開始日前1年以内に、キャリアコンサルティングを受けた場合の経費について、教育訓練経費に加えることができます。  
(上限2万円)

《給付の額》 教育訓練経費の20%（上限10万円）

ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

《受給手続》 受講終了日の翌日から起算して1か月以内に「教育訓練給付金支給申請書」等をご自身の住所を管轄するハローワークへ提出するか、代理人（指定教育訓練実施者及び教育訓練施設、その販売代理店等に所属する者及び訓練前キャリアコンサルティングを行った訓練対応キャリアコンサルタントを代理人とする申請は不可。）、郵送又は電子申請により行う必要があります。

#### 4 特定一般教育訓練給付

雇用保険の被保険者※（在職者）又は、被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣指定の教育訓練（講座）を受講し修了した場合に、受講者本人が教育訓練施設に支払った経費の一部が支給されます。

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

《支給対象者》

【雇用保険の被保険者（在職者）】教育訓練の受講を開始した日（受講開始日）において被保険者として雇用された期間が通算して3年以上ある方

【雇用保険の被保険者であった方(離職者)】雇用保険の被保険者でなくなった後、受講開始日まで1年以内であり、かつ被保険者として雇用された期間が3年以上ある方  
※初めて教育訓練給付金を受給する場合は、当分の間、被保険者として雇用された期間が1年以上あれば支給対象者となります。

※被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。ただし、過去に教育訓練給付金を受給した場合には、そのときの受講開始日より前の期間は通算されません。

※以上の要件に加え、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給から次の受講開始日前までに、3年以上経過していることが必要です。

※被保険者資格を喪失した日から1年以内に、妊娠、出産、育児、病人の看護等の理由により、引き続き30日以上、対象教育訓練の受講を開始できない場合には、教育訓練給付適用対象期間延長申請書を提出していただくと、適用対象期間の延長が認められます。

《給付の額》 教育訓練経費の40%(上限20万円)

ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

《受給手続》 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングでジョブ・カードの交付を受けた後、受講開始日の14日前までに「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」等をご自身の住所を管轄するハローワークへ提出するか、代理人(※)、郵送又は電子申請により行う必要があります。

支給申請については、教育訓練の受講終了日の翌日から起算して1か月以内に、本人の住居所を管轄するハローワークに「教育訓練給付金支給申請書」等の書類を提出するか、代理人(※)、郵送又は電子申請により行います。

※指定教育訓練実施者及び教育訓練施設、その販売代理店等に所属する者及び訓練前キャリアコンサルティングを行った訓練対応キャリアコンサルタントを代理人とする申請は不可。

## 5 専門実践教育訓練給付

雇用保険の被保険者※(在職者)又は、被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講中及び修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った経費の一部がハローワークから支給されます。

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

《支給対象者》

【雇用保険の被保険者(在職者)】

専門実践教育訓練の受講開始日において、雇用保険の被保険者期間が通算して3年以上ある方。

### 【雇用保険の被保険者であった方（離職者）】

受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者期間が通算して3年以上ある方。

※当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、被保険者期間が通算して2年以上あれば支給対象となります。

※転職等により被保険者資格を喪失し、次に被保険者資格を取得するまでの空白期間が1年を超える場合は、被保険者期間が通算されません。

※以上の要件に加え、平成26年10月1日以降に教育訓練給付を受給している場合は、前回受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

### 《支給額》

#### 【受講中】

教育訓練経費の50%（【上限】1年：40万円 2年：80万円 3年：120万円）。ただし、4千円を超えない場合は支給されません。

#### 【専門実践教育訓練の修了後】

資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の70%（【上限】1年：56万円 2年：112万円 3年：168万円）から受講中に受給した専門実践教育訓練の給付金額を差し引いた額が追加支給。

※10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る給付金の合計額は、168万円が限度となります。

#### 【上限額について】

法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している方は、支給上限額について、通常3年分に加えて、4年目受講相当分が上乗せされることがあります。（年間40万円、修了後上記要件を満たせば年間56万円）

### 《申請の時期と申請先》

訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングでジョブ・カードの交付を受けた後、受講開始日の14日前までに「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」等をご自身の住所を管轄するハローワークへ提出するか、代理人（※）、郵送又は電子申請により行う必要があります。（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要）

※指定教育訓練実施者及び教育訓練施設、その販売代理店等に所属する者及び訓練前キャリアコンサルティングを行った訓練対応キャリアコンサルタントを代理人とする申請は不可。

## 6 教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金の受給資格者が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」を支給します。

### 《支給対象者》

- ①専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格があり、失業状態にあること。  
（適用対象期間の延長を行った方については、一般被保険者資格を喪失した日以降1年間に対象教育訓練の受講を開始できない日数分、延長することができるが、その場合も一般被保険者資格を喪失した日以降、最大4年以内に受講開始日があること）
- ②専門実践教育訓練を修了する見込みがあること。

- ③専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること。
- ④受講する専門実践教育訓練が夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）ではないこと。
- ⑤受給資格確認時に一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと。
- ⑥会社などの役員に就任していないこと。
- ⑦自治体の長に就任していないこと。
- ⑧今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと。
- ⑨平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受けたことがないこと。
- ⑩専門実践教育訓練の受講開始日が令和7年3月31日以前であること。

（注）受講開始日において一般被保険者である場合、「教育訓練支援給付金」は受けられません。

## 《支給額》

原則として離職される直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の80%（教育訓練支援給付金の日額）を元に支給されます。

教育訓練支援給付金は、原則として、専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している失業の状態にある日について、その教育訓練が修了するまで給付を受けることができます。

## 【ご注意】

- ・専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間(※)は、教育訓練支援給付金は支給されません。

- ・講座を欠席した日は教育訓練支援給付金は支給されません。

- ・欠席が多く、ある2か月の出席率が8割未満になった場合は、以後一切教育訓練支援給付金が支給されません。

- ・講座をやめてしまったり、成績不良や休学等のため、各講座ごとに定められた訓練期間中に修了する見込みがなくなった場合は、教育訓練支援給付金が支給されなくなります。

(※)実際に基本手当の支給を受けたかどうかにかかわらず、基本手当の受給期間内で、基本手当の残日数の範囲内であれば、基本手当を受けることができる期間であるため、教育訓練支援給付金は支給されません。

基本手当の受給手続きをとっていない場合でも、受給資格がある場合は、離職した日の翌日から起算して1年間は教育訓練支援給付金は支給されません。

## 《申請の時期と申請先》

原則本人の住所を管轄するハローワークへ、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」等を本人が来所の上提出する必要があります。（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要）

この手続きは、専門実践教育訓練の教育訓練給付金と同様に、受講開始日の14日前まで(※)に行う必要があります。

(※)受講開始日の1か月前までの日に一般被保険者であった（在職中）者が、提出期限日後であって、受講開始日前に一般被保険者でなくなった場合にあつては、一般被保険者でなくなった日の翌日から1か月以内に行ってください。

専門実践教育訓練の受講中は、2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に失業の認定を受けてください。

申請の手続きや支給要件の詳細については、必ずハローワークにご確認ください。